



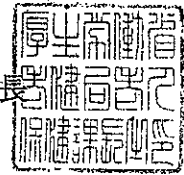
老振発第 1029001 号
老老発第 1029001 号
平成 16 年 10 月 29 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



老人保健課長



台風 23 号及び新潟県中越地震による被災に関する
通所介護等の利用定員超過の取扱いについて

台風 23 号及び新潟県中越地震（以下「震災等」という。）により「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所及び同令第 111 条第 1 項に規定する指定通所リハビリテーション事業所における利用定員の超過については、下記のとおり取扱うこととするので、市町村、事業所等への周知等をお願いいたします。

記

指定通所介護事業所及び指定通所リハビリテーション事業所において、利用者が利用定員を超える場合には、「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」（平成 12 年 2 月厚生省告示第 27 号）（以下「告示」という。）に基づき、通所介護費及び通所リハビリテーション費が減算の対象となり、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数を用いて、費用の額の算定することとしている。

しかしながら、今回の震災等においては、避難生活が長期化することが予想されることから、避難生活を送る要介護高齢者及び要支援高齢者の生活を支援するため、今回の震災等に被災したこれらの高齢者の受入れにより、利用定員が超過した場合について、告示の規定にかかわらず所定単位数の減算の取扱いは行わないものとする。

なお、この取扱いは、今回の震災等の被害の甚大さにかんがみ、特例的に行うものである。